

保国発1223第2号  
令和元年12月23日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

都道府県及び市町村における令和2年度国民健康保険特別会計  
予算編成に当たっての留意事項についての一部改正について

都道府県及び市町村における令和2年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項については、「国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱いについて（平成29年10月30日保国発1030第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の別紙により通知したところであるが、別添のとおり一部改正したので、その旨了知の上、適切な額を計上し編成されたい。

また、都道府県におかれては、市町村（特別区及び国民健康保険の広域連合を含む。以下同じ。）における予算編成の留意事項について周知のうえ、適切な額を計上し、編成されるよう貴管内の市町村に対し助言をお願いする。

予算編成に当たり、診療費の推計等については、第1-1表～第10表の各種推計表を参照されたい。また、推計に用いる係数については、別紙1、別紙2の各種諸係数及び「令和2年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（通知）」（令和元年12月23日付け保国発1223第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により示された数値等を活用されたい。

なお、調整交付金など実際の交付額は予算見込額と異なることにも留意されたい。